

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは翌日)

◇告 示
字の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出

土地改良法による換地処分

告 示

鳥取県告示第二百三十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年三月二十八日

鳥取県事知 石 破 二 朗

新たに画する字
名 称

同上の区域(昭和四十六年十一月十五日現在の地番による。)

谷字後谷

谷字長柄三二の二の一部、三二の六、三三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、谷字榎附一八一の二の一部、一八二から一八四までの一部、一一八から一九〇の二までの一部及びこれらと一体をなす国有地、鋤字水フケ二七、二一八、二一九の二の一部、二一九の二、二二〇の二の一部、二二〇の二、二二一の二の一部、二二三の二の一部、二二四、二二五の二、二二六の二、二二六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに鋤字後谷三八五から三九〇まで及びこれらと一体をなす国有地

穴沢字西沢

津原字西沢のうち八の一部、九の一部、九の二の一部、一〇の一部、一一の二の一部、一二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、穴沢字八兵衛四六二の二の一部、四七二の二の一部、四七四の二、四七四の二、四七五の二の一部、四七五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、谷字水フケ二の二の一部、一二の三の一部、一二の四の一部、一三の二の一部、一三の二、一四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、鋤字大沢一八九の二の一部、一八九の三の一部、一八九の四の一部、一九〇の二の一部、一九一の二の一部、一九一の二の一部、一九一の五の一部、一九一の六の一部、一九一の八の一部、一九一の九の一部及びこれらと一体をなす国有地、津原字二軒屋前一四の二から一六の四まで、一七の二の一部、一七の二の一部、一九の一部、二〇、二一、二二の二の一部、二二の二、二二三の二、二二三の四、二二三の五の一部、二四の二

| | | |
|--|--|--|
| <p>部、二五の一の一部、二六の一の一部、二六の二の一部、二六の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに津原字百八四の一の一部、七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>穴沢字中沢</p> <p>穴沢字起し三九九から四〇六まで、四一〇から四二二まで、四一四、四一五の三及び四一六から四二二の二までと一体をなす国有地の一部、穴沢字四ツ筋四二二の一の一部、四二三の一の一部、四二四の一の一部、四二五の一の一部、四二五の二の一部、四二五の四の一部、四二五の六の一部、四二五の七の一部、<u>四二六</u>、<u>四二七</u>合併、四二八から四三三の二まで、四三三の一、四三三の三、四三三の四、四三六の一、四三六の二、四三七の一の一部、四三七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大栄町大字島字堀川一五五から一五七までの一部、一六二の一部、一六三の一、一六三の二の一部、一六四の一部、一六八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>別所字五反田</p> <p>別所字松ノ前三二七の一の一部、三三二の一の一部、三三二の二の一部、三三二の三の一部、三三三の一の一部、三三三の二の一部、三三三の三の一部、三三三の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに穴沢字五反田四九〇の一の一部、四九四の一の一部、四九五の一の一部、四九六、四九七、四九八の一の一部、四九九の一の一部、五〇〇の一の一部、五〇一の一部、五〇二の一部、五〇三の一の一部、五〇三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>別所字宮田</p> <p>別所字大隈二八六の一、二八六の二、二八七の四及び二八九の五並びに二八五の一、二八五の三及び二八五の五と一体をなす国有地、別所字穴田尻のうち二九二の二の一部、二九三の一部、二九四から二九八の二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、別所字半田三〇七及びこれと一体をなす国有地並びに三〇五及び三〇五内第二と一体をなす国有地の一部、穴沢字起し四一〇及び四一一と一体をなす国有地の一部並びに穴沢字四ツ筋四二二の一の一部、四二二の二、四二三の一の一部、四二三の二、四二四の一の一部、四二四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>別所字五反田 続</p> <p>別所字松ノ前三三二の二の一部、三三三の四の一部、三三五の一部、三四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、鋤字横枕の一の一、一の二の一部、二の一部、三の三の一部、三の四の一部、四の一の一部、六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに穴沢字五反田五〇一から五〇五までの一部、五〇六、五〇七の一部、五〇八の一の一部、五〇九の一部、五一〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>鋤字大橋</p> <p>谷字水ブケ一三の一の一部、一四の一部、一五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、鋤字高ハナ一七八の一から一八一までの一部、一八三の一の一部、一八三の二、一八三の三、一八三の四の一部、一八四の一の一部、一八四の二から一八四の四まで及びこれらと一体をなす国有地、鋤字大沢一八八の一部、一八九の一の一部、一八九の二、一八九の三の一部、一八九の四の一部、一八九の五、一八九の六、一九一</p> |

| | |
|-----------------------|--|
| | <p>の一の一部、一九一の七、一九二の一から一九二の三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに鋤字長限一九三の一から一九三の四まで、一九四の一部、一九六の三の一部、一九七の一、一九七の二、一九八の一部、一九八の二、一九八の三及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>区域を変更する町及び字の名称</p> | <p>同上の区域（昭和四十六年十一月十五日現在の地番による。）</p> |
| <p>谷字奥田</p> | <p>谷字奥田の全域並びに谷字上栗坪四五五の一部、四五六の一部、四五六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>谷字上栗坪</p> | <p>谷字上栗坪のうち四二六の三の一部、四二七の一部、四二八の一、四二八次一の一部、四二八の二、四二八の三の一部、四五五の一部、四五六の二の一部、四五六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>谷字栗坪</p> | <p>谷字栗坪のうち四〇五の一から四〇五の四まで、四〇六、四〇七の一から四〇七の三まで、四〇八の一、四〇八の三、四〇八の四、四〇九から四一一の三まで、四一二の一の一部、四一二の二の一部、四一三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに谷字上栗坪四二六の三の一部、四二七の一部、四二八の一、四二八次一の一部、四二八の二、四二八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>谷字寺井</p> | <p>谷字当抜二七三の一及び二七三の三と一体をなす国有地、谷字寺井のうち四〇三の三の一部、四〇三の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに谷字栗坪四〇五の一、四〇五の二の一部、四〇六、四〇七の一から四〇七の三まで、四〇八の一、四〇八の三、四〇八の四、四〇九、四一〇、四一一の二の一部、四一一の三の一部、四一二の一の一部、四一三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |

| | |
|---------------|---|
| | <p>らと一体をなす国有地以外の区域並びに谷字栗坪四〇五の一、四〇五の二の一部、四〇六、四〇七の一から四〇七の三まで、四〇八の一、四〇八の三、四〇八の四、四〇九、四一〇、四一一の二の一部、四一一の三の一部、四一二の一の一部、四一三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>谷字当抜</p> | <p>谷字西沢繩手二五一の一の一部、谷字当抜のうち二六一の一の一部、二六一の二の一部、二六三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二七三の一及び二七三の三と一体をなす国有地以外の区域、谷字寺井四〇三の三の一部、四〇三の五の一部及びこれらと一体をなす国有地、谷字栗坪四〇五の二の一部、四〇五の三、四〇五の四、四一一の一の一部、四一一の二、四一一の三の一部、四一二の一の一部、四一二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに谷字西鳥ケ尾五五一及び五五二と一体をなす国有地</p> |
| <p>谷字西鳥ケ尾</p> | <p>谷字西鳥ケ尾のうち五五一及び五五二と一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>谷字西沢繩手</p> | <p>谷字西沢繩手のうち二五一の一の一部、二五三の二の一部、二五四の二の一部、二五五の二の一部、二五六の二の一部、二五七の一の一部、二五七の二の一部、二五八の一の一部、二五八の五及びこれらと一体をなす国有地並びに二四四から二四六まで及び二五一の三と一体をなす国有地の一部以外の区域、谷字当抜二六一の一の一部、二六一の二の一部、二六三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに谷字寺ノ下二</p> |

| | |
|-------|---|
| 谷字谷尻 | 八〇の二及び二八二の一の一部 谷字谷尻のうち二〇八から二一〇の二までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 |
| 谷字寺ノ下 | 谷字寺ノ下のうち二八〇の二及び二八二の一以外の区域 谷字大岸一七五の三の一部、谷字榎附一九〇の一の一部、一九一の一部、一九二及びこれらと一体をなす国有地、谷字沢繩手のうち一九五の一部、一九六の一部、一九八の一部、一九九の一部、一九九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇〇の一及び二〇一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、谷字谷尻二〇八から二一〇の二までの一部及びこれらと一体をなす国有地、谷字西沢繩二五三の二の一部、二五四の二の一部、二五五の二の一部、二五六の二の一部、二五七の二の一部、二五七の二の一部、二五八の一部、二五八の五及びこれらと一体をなす国有地並びに二四四から二四六まで及び二五一の三と一体をなす国有地の一部並びに谷字寺ノ下二八二の一の一部 |
| 谷字大岸 | 谷字大岸のうち一七五の三及び一七五の四以外の区域並びに谷字沢繩手二〇〇の一及び二〇一の一と一体をなす国有地の一部 谷字長柄三三三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、谷字大岸一七五の三の一部及び一七五の四、谷字榎附のうち一八 |
| 谷字榎附 | 一の一の一部、一八二から一八四までの一部、一八八から一九〇の二までの一部、一九一の一部、一九二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに谷字沢繩手一九五の一部、一九六の一部、一九八の一部、一九九の一の一部、一九九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 谷字水ブケ一の一の一部、一一の三の一部、一二の一の一部、一二の三の一部、一二の四の一部、一五の二、一五の三、一五の四の一部、一五の五の一部、一六の一、一六の二、一七の一から一七の三までの一部、一八の一、一九の一、二〇の三から二〇の五まで、二二から二五まで、二五の二及びこれらと一体をなす国有地、谷字長柄のうち三三の二、三三の六、三三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、鋤字長限一九五の二の一部、一九五の三の一部並びに一九五の二、一九五の三、一九六の一及び一九六の二と一体をなす国有地、鋤字越前二〇六の一、二〇六の四及び二〇六の五と一体をなす国有地の一部並びに鋤字水ブケ二二三の二及びこれらと一体をなす国有地 |
| 谷字長柄 | 谷字水ブケのうち一の一から一八の一まで、一九の一、二〇の三から二〇の五まで、二二から二三の二まで、二三の一、二四の一、二四の二、二五、二五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 |
| 谷字水ブケ | 鋤字後谷のうち三八五から三九〇まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 |
| 鋤字後谷 | |

| | | |
|--|---|---|
| <p>鋤字水フケ</p> | <p>鋤字越前</p> | <p>鋤字大沢</p> |
| <p>谷字長柄三二の二の一部及びこれと一体をなす国有地、鋤字越前二〇四の二、二〇五、二〇六の二、二〇七の一及びこれらと一体をなす国有地並びに鋤字水フケのうち二一七、二一八、二一九の一の一部、二一九の二、二二〇の一の一部、二二〇の二、二二一の一の一部、二二三の一の一部、二二三の二、二二四、二二五の一、二二六の一、二二六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> | <p>谷字水フケ一一の三の一部、一二の一の一部、一二の三の一部、一二の四の一部、一三の一の一部、一五の一の一部、一五の四の一部、一五の五の一部、一七の一から一七の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地鋤字長限一九四の一部、一九五の一、一九五の二の一部、一九五の三の一部、一九六の一、一九六の二、一九六の三の一部、一九八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに鋤字越前のうち一九九の一部、二〇〇の一の一部、二〇四の二、二〇五、二〇六の二、二〇七の一及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇六の一、二〇六〇四及び二〇六の五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> | <p>鋤字横枕一の二の一部、二の一部、三の一、三の二、三の三の一部、三の四の一部、四の一の一部、六の一部、七の一の一部、七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、鋤字高ハナ一八一の一部、一八二、一八三の一の一部、一八三の四の一部、一八四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、鋤字大沢一八五の一の一部、一八五の二の一部、一八六の三</p> |

| | | | |
|---|--|--|---|
| <p>鋤字高ハナ</p> | <p>鋤字横枕</p> | <p>鋤字城ヶ谷</p> | <p>穴沢字百八</p> |
| <p>の二の一部、一八六の四、一八六の五、一八七の一の一部、一八八の一部、一八九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに穴沢字五反田五〇八の一の一部、五〇九の一部、五一一〇の一の一部、五一〇の三及びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>鋤字横枕四の一の一部、五の一、五の二、六の一部、七の一の一部、七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、鋤字城ヶ谷三二の一の一部、鋤字高ハナのうち一七八の一から一八一までの一部、一八二、一八三の一から一八四の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、鋤字長限一九六の三の一部、一九八の一の一部及び一九八の四、鋤字越前一九九の一部、二〇〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに別所字松ノ前三四〇の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> | <p>鋤字横枕のうち一から四の一まで、五の一、五の二、六、七の一、七の三、及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> | <p>鋤字城ヶ谷のうち三二の一以外の区域</p> <p>穴沢字百八 四五六の一部、四五七の一の一部、四五七の二の一部、四五八の二の一部、四五九の一部、四六〇、四六一及びこれらと一体をなす国有地、穴沢字八兵衛四六二の一部、四六三、四六四の一部、四六五の一部、四七一の一部、四七二の一部、四七五の一の一部、四七五の二の一部、四七六の一、四七六の二及びこれらと一体をなす国有地、穴沢字中島</p> |

四七七の一、四七七の二、四七八の一の一部、四七八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、穴沢字五反田五一〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地、鋤字大沢一八五の一の一部、一八五の二の一部、一八六の一、一八六の二、一八六の三の一部、一八六の六、一八七の一の一部、一八七の二、一八九の一の一部、一九〇の一の一部、一九〇の二から一九〇の五まで、一九一の二の一部、一九一の三、一九一の四、一九一の五の一部、一九一の六の一部、一九一の八の一部、一九一の九の一部及びこれらと一体をなす国有地、津原字百八四の一の一部、六の一部、七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに津原字西沢八の一部、九の一の一部、九の二の一部、一〇の一部、一一の一の一部、一二の一部及びこれらと一体をなす国有地

穴沢字八兵衛

穴沢字百八 四四七の一部、四四八の一部、四四九から四五一まで、四五二の一部、四五三の一部、四五四、四五五から五八の一までの一部並びに四五八の一と一体をなす国有地、穴沢字八兵衛四六四の一部、四六五の一部、四六六から四六九まで、四七〇の一部、四七一の一部及びこれらと一体をなす国有地、穴沢字中島四七八の一の一部、四七八の二の一部、四七九の一、四七九の二、四八〇の一の一部、四八〇の二及びこれらと一体をなす国有地、穴沢字五反田五〇三の二の一部、五〇四の一の一部、五〇四の二の一部、五〇五の一の一部、五〇七の一部、五〇八の一の一部、五〇八の二、五一〇の一の一部、五一〇の二及びこれらと一体をなす国有地並び

に鋤字大字二八五の二と一体をなす国有地の一部

穴沢字中島

穴沢字百八 四四五の一部、四四六の一から四四六の三まで、四四七の一部、四四八の一部、四四八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、穴沢字八兵衛四七〇の一部及びこれと一体をなす国有地、穴沢字中島のうち四七七の一から四七九の二まで、四八〇の一の一部、四八〇の二、四八七の一の一部、四八八の一部、四八九の一の一部、四八九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、穴沢字五反田四九〇の一の一部、四九〇の三、四九八の一の一部、四九八の二、四九九の一部、五〇〇の一の一部、五〇〇の二、五〇二の一部及び五〇三の二の一部並びに大栄町大字島字堂ノ沖一八二の一の一部、一八四の一部及びこれらと一体をなす国有地

穴沢字四ツ筋

穴沢字四ツ筋四二三の一の一部、四二四の一の一部、四二四の二の一部、四二五の一の一部、四二五の二の一部、四二五の三、四二五の四の一部、四二五の五、四二五の六の一部、四二五の七の一部、四三七の一の一部、四三七の二の一部、四三八から四四三の二まで及びこれらと一体をなす国有地、穴沢字百八、四四四、四四五の一部及びこれらと一体をなす国有地、穴沢字中島四八七の一の一部、四八八の一部、四八九の一の一部、四八九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、穴沢字五反田四九〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地、別所字穴田尻二九六の一部及びこれと一体をなす国有地、大栄町大字島字堀川一六四の一部、一六五、一六六、一六七の一部、一六八の一部及びこれらと一体をなす国有地、

| | | | |
|--|---|---|--|
| <p>大栄町大字島字堂ノ沖一八二の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大栄町大字島字地替り一七八の一部、一七九の一部、一八〇、一八一及びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>穴沢字起し</p> | <p>別所字松ノ前</p> | <p>別所字穴田尻</p> |
| <p>穴沢字起しのうち三九九から四〇六まで、四一〇から四二二まで、四一四、四一五の三及び四一六から四二二の二までと一体をなす国有地以外の区域</p> | <p>別所字松ノ前のうち三二七の一の一部、三二七の二、三三一の一の一部、三三一次一の一部、三三一次二の一部、三三二の一の一部、三三三の二、三三四の一部、三三五の一部、三四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、鋤字横枕三の四の一部、四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに鋤字城ヶ谷三二の一の一部</p> | <p>別所字田尻二九二の一部、二九三の一部、二九四、二九五、二九六の一部、二九七の二から二九八の一まで及びこれらと一体をなす国有地、別所字半田二九九、二九九の一及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇〇の一及び三〇五と一体をなす国有地の一部、別所字松ノ前三二七の一の一部、三二七の二及びこれらと一体をなす国有地、穴沢字四ツ筋四二四の一の一部、四二四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四四〇の二と一体をなす国有地の一部並びに穴沢字五反田四九〇の一の一部、四九四の一の一部、四九四の二、四九五の一の一部、四九五の二及びこれらと一体をなす国有地</p> | |
| <p>別所字半田</p> | <p>別所字大隈</p> | <p>津原字中フト</p> | <p>津原字小河原</p> |
| <p>別所字半田のうち二九九、二九九の一、三〇七及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇〇の一、三〇五及び三〇五内第二と一体をなす国有地以外の区域</p> | <p>別所字大隈のうち二八六の一、二八六の二、二八七の四及び二八九の五並びに二八五の一、二八五の三及び二八五の五と一体をなす国有地以外の区域</p> | <p>津原字中フトのうち五四七から五五一の二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、津原字小河原五四六の一、五四六の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、大栄町大字亀谷字井料一二六の一部、一二七の一部、一二九の一部、一三〇の一部、一三一の一部、一三二から一三五の二まで、一三五の三の一部、一三五の四の一部、一三六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大栄町大字亀谷字山根一四八の一部、一四九の一の一部、一四九の二の一部、一五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>津原字流田五三一、五三二、五三三の一、五三三の三から五三三の五まで、五三四の一の一部、五三四の二及びこれらと一体をなす国有地、津原字小河原のうち五三六から五四〇までの一部、五四六の一、五四六の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、津原字中フト五四七から五五一の二まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、津原字天神尻六四一の一の一部、六四一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大栄町大字亀谷字井料一二五及びこれと一体をなす</p> |

| | | | |
|--|--|--|--|
| <p>国有地</p> | <p>津原字天神尻 津原字流田五三四の一の一部、五三四の三、五三四の四、五三五の一の一部、五三五の三から五三五の六まで及びこれらと一体をなす国有地、津原字小河原五三六から五四〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに津原字天神尻六四一の一の一部、六四一の二の一部、六四二、六四三から六四五までの一部、六五〇の一部、六五一の一部、六五三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>津原字早稲田 津原字岩井神四九二の一の一部及びこれと一体をなす国有地、津原字市道五二五の一の一部、五二六の一の一部、五二七の三の一部、五二八の一の一部、五二八の二、五二八の三、五二八の四の一部、五二八の五及びこれらと一体をなす国有地、津原字早稲田のうち五二九の二の一部、五二九の五の一部、五三〇の一の一部、五三〇の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大栄町大字亀谷字武町田一一五の一の一部、一一六の一の一部、一一六の四、一一六の五及びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>津原字岩井神 津原字岩井神のうち四八三の一、四八三の二、四八四の二、四八五の一、四八六の一の一部、四八七の一の一部、四九二の一の一部、四九四から四九五の二までの七部、四九六から五〇一の四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、津原字寺田五二三の一の一部、津原字市道のうち五二四の一〇の一部、五二五の一の一部、五二六の一の一部、五</p> |
| <p>二七の三の一部、五二八の一の一部、五二八の二、五二八の三、五二八の四の一部、五二八の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに津原字早稲田五二九の二の一部及び五二九の五の一部</p> | <p>津原字東岩井神四八〇の一部、四八一、四八二の一の一部、四八二の四、四八二の五の一部及びこれらと一体をなす国有地、津原字岩井神四八三の一、四八三の二、四八四の二、四八五の一、四八六の一の一部、四八七の一の一部、四九四から四九五の二までの一部、四九六、四九七の一部、四九八の一部、四九九、五〇〇、五〇一の一の一部、五〇一の二、五〇一の三及びこれらと一体をなす国有地の一部、津原字寺田五二〇の一の一部、五二一の一の一部、五二二の一、五二二の二、五二二の四、五二二の五、五二三の一の一部、五二三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、津原字殿屋敷五〇二の一部、五〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地、津原字市道五二四の一〇の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大栄町大字亀谷字岩井神二五の二の一部</p> | <p>津原字竹カ下 津原字竹カ下の全域、津原字寺田のうち五一九の一、五一九の二、五二〇の一、五二〇の六、五二〇の一一、五二一の一、五二二の一、五二二の二、五二二の四、五二二の五、五二三の一、五二三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、津原字天神尻のうち六四一の一、六四一の二、六四二、六四三の一部、六四四の一部、六四五の一部、六五〇の一部、六五一の一部、六五三の一部及びこれらと一体を</p> | |

| | | |
|---|--|---|
| <p>津原字五反田</p> | <p>津原字殿屋敷</p> | |
| <p>津原字下前田のうち四二九の一の一部、四二九の二から四二九の四まで、四三七の一の一部、四三七の二の一部、四三七の三、四三七の四の一部、四三八の一の一部、四三八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、津原字五反田四三九の一部、四四〇の一部、四四一、四四二、四四三の一部、四四四の一部、四四五、四四六、四四七の一部、四四八の一部及びこれらと一体をなす国有地、津原字正境四六三の一部、四六四の一の一部、四六四の二、四六五及びこれらと一</p> | <p>津原字五反田四四三の一部、四四四の一部及びこれらと一体をなす国有地、津原字ソリ田四七二の一部、四七四の一部、四七五の一部及びこれらと一体をなす国有地、津原字東岩井神四七六の一の一部、四七六の二の一部、四七七の一から四七九まで、四八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、津原字岩井神四九七の一部、四九八の一部、五〇一の一の一部、五〇一の四及びこれらと一体をなす国有地、津原字殿屋敷のうち五〇二の一部、五〇五の一部、五〇八の一部、五一〇から五一二までの一部、五一三、五一四、五一五から五一七の一までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに津原字寺田五一九の一、五一九の二、五二〇の一の一部、五二〇の六、五二〇の一、五二一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> | <p>なす国有地以外の区域、津原字流田五三五の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに津原字小河原五三六の一部及びこれと一体をなす国有地</p> |
| <p>津原字正境</p> | <p>津原字ソリ田</p> | |
| <p>津原字大クロ一五四の一の一部、一五四の四の一部、一五五の一の一部及び一五五の三の一部、津原字下前田四三八の一と一体をなす国有地の一部、津原字五反田四三九の一部、四四〇の一部四四七の一部、四四八の一部、四四九から四五一の三まで、四五二の一の一部、四五二の二の一部、四五三の一の一部、四五三の二、四五四の一部、四五五の一部及びこれらと一体をなす国有地、津原字正境四五六の一の一部、四五八から四六〇までの二部、四六一の一から四六二の二まで、四六三の一部、四六四の一の一部及びこれらと一体をなす国</p> | <p>津原字午房田一五六の一の部、一五六の二、一五七の一の一部、一七四から一七六までの一部、一七七の一の一部、一七七の二、一七八の一から一七九の二まで、一八〇、一八三の二及びこれらと一体をなす国有地、津原字下前田四二九の一の一部、四二九の二から四二九の四まで、四三七の一の一部、四三七の二の一部、四三七の三、四三七の四の一部、四三八の一の一部、四三八の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、津原字五反田四三九の一部、四四〇の一部、四四八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに津原字大の口一五五の一の一部及び一五五の三の一部</p> | <p>一体をなす国有地、津原字ソリ田四六六の一部、四七一から四七五までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに津原字殿屋敷五〇八の一部、五一〇から五一二までの一部、五一三、五一四、五一五から五一七の一までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |

| | | |
|--|---------------|---|
| <p>有地並びに津原字ソリ田四六六の一部及び四六七の一部</p> | <p>津原字大クロ</p> | <p>津原字上沖一四四の一の一部、一四四の二の一部、一四五の一の一部、一四五の二の一部及び一四五の三、津原字大クロ一四六の一の一部、一四六の二、一五〇の一から一五〇の三までの一部、一五一の一部、一五二の一から一五三の二まで、一五四の一の一部、一五四の二、一五四の三、一五四の四の一部、一五五の一の一部、一五五の二及びこれらと一体をなす国有地、津原字五反田四五二の一の一部、四五二の二の一部、四五三の一の一部、四五四の一部、四五五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに津原字正境四五六の一の一部、四五六の二、四五六の三、四五七の一部、四五八の一部、四五九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>津原字午房田</p> | <p>津原字上沖</p> | <p>津原字大クロ一五〇の一から一五〇の四までの一部及び一五五の一の一部並びに津原字午房田のうち一五六の一の一部、一五六の二、一五七の一の一部、一六二の一から一六三までの一部、一六四から一六七の二まで、一六八の一の一部、一六八の二、一六八の三の一部、一六九の一の一部、一六九の二、一七四から一七七の一までの一部、一七七の二、一七八の一、一七八の二、一七九の一、一七九の二、一八〇、一八三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>津原字大曲り八八の一から八八の三までの一部、八九から九一まで及びこれらと一体をなす国有地、津原字河又毛九二の一部及びこれらと一体をなす国有地、津原字上沖一三四の一部、</p> |
| <p>一三五の一の一部、一三六の一の一部、一三六の二から一三七まで、一三八から一四一までの一部、一四二、一四三の一の一部、一四三の二の一部、一四四の一の一部、一四四の二の一部、一四五の一の一部及び一四五の二の一部、津原字大クロ一四六の一の一部、一四七、一四八の一の一部、一四八の二の一部、一四九、一五〇の三から一五一までの一部及びこれらと一体をなす国有地、津原字午房田一六二の一の一部、一六二の二の一部、一六三の一部、一六四から一六七の二まで、一六八の一の一部、一六八の二、一六八の三の一部、一六九の一の一部、一六九の二及びこれらと一体をなす国有地並びに津原字正境四五七及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> | <p>津原字河又毛</p> | <p>津原字越前七八の一と一体をなす国有地の一部、津原字大曲り八五の一部、八七の一から八七の四までの一部、八八の一から八八の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、津原字河又毛九二の一部、九三、九四の一部及びこれらと一体をなす国有地、津原字西ヶ崎九五の一部、九六から九九まで、一〇〇から一〇二までの一部及びこれらと一体をなす国有地、津原字上沖一二七の一部、一二八の一部、一二九の一の一部、一二九の二の一部、一三〇の一から一三三まで、一三四の一部、一三五の一の一部、一三五の二、一三六の一の一部及び一三八から一四一までの一部並びに津原字大クロ一四八の一の一部、一四八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |

津原字越前

津原字東越前五四、五五の一部、五六の一部、五六の二の一部、五八の一部、五八の二から六一の二まで、六二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、津原字越前のうち七八の一と一体をなす国有地以外の区域並びに津原字大曲り七九の一部、八二から八五までの一部、八六、八七の二から八七の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地

津原字西ヶ崎

津原字大曲り八四の一部、八五の一部及びこれらと一体をなす国有地、津原字河又毛九四の一部及びこれらと一体をなす国有地、津原字西ヶ崎九五の一部、一〇〇から一〇二までの一部、一〇三の一、一〇三の三、一〇三の四、一〇四の一、一〇四の二、一〇五の一の一部、一〇五の二、一〇六、一〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地、津原字東西ヶ崎一〇八の二の一部、一〇九の一部、一一〇の一部、一一〇の二の一部、一一〇の三、一一一の一部、一一四の一部及び一一五の一部、津原字下沖一二〇から一二三の二までの一部、一二四の一部、一二五の一部及びこれらと一体をなす国有地、津原字上沖一二六、一二七から一二九の二までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大栄町大字島字今井手九六六の一の一部及び九六六の二の一部

津原字下沖

津原字西ヶ崎一〇五の一部及び一〇七の一部、津原字東西ヶ崎一〇八の一、一〇八の二の一部、一〇八の三、一〇九の一部、一一〇の一の一部、一一〇の二の一部、一一三の一部、一一四の一部、一一四の二、一一五の一部及びこれらと一体をなす国有地、津原字下沖のうち一二〇から一二三

津原字東大曲り

の一までの一部、一二四の一部、一二五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大栄町大字島字今井手九六六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地

津原字東越前

津原字東越前五五から五六の二までの一部、五七、五八の一部、六二の一部、六二の四、六三、六四の一部及びこれらと一体をなす国有地、津原字東大曲り六五の一部、七二の二から七四までの一部、七五及びこれらと一体をなす国有地、津原字大曲り七九の一部、八〇、八一の一部、八二から八五までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに津原字東西ヶ崎一一一の一の一部、一一一の二の一部、一一二の三の一部、一一二の四の一部、一一二の五及び一一四の一の一部

津原字二軒屋前のうち一四の一から一六の四まで、一七の一部、一七の二の一部、一九の一部、二〇の一部、二二、二二の一の一部、二二の二、二三の一、二三の四、二三の五

津原
字二軒屋前

の一部、二四、二五の二の一部、二六の二の一部、二六の二の一部、二六の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、津原字東越前六一の三、六二の三、六四の三及びこれと一体をなす国有地並びに谷字水ブケ一の一の一部、一の一、一一の三の一部、一二の一の一部、一二の二、一二の三の一部、一二の四の一部、一七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地

廃止する字の
名称

鋤字長隈、穴沢字五反田、津原字百八、津原字西沢、津原字市道、津原字下前田、津原字大曲り、津原字東西ヶ崎、津原字寺田及び津原字流田

鳥取県告示第二百三十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、大栄町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

新たに画する
字の名称

同上の区域（昭和四十六年十一月十五日現在の地番による。）
大字西穂波字樋口一〇五の一部、一〇六の一、一〇六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字西穂波字上屋敷一〇七の三、一〇七の四及び一〇九の六から一〇九の八までと一体をなす国有地の一部、大字島字駿ノ下一〇九二の二、一

大字西穂波
字駿東

〇九三の二、一〇九四の二、一〇九五の二、一〇九六の二、一〇九六の三、一〇九七の二及びこれらと一体をなす国有地、大字島字塚田一〇九八の二、一〇九九から一一〇四の二まで、一一〇五の一の一部、一一〇五の二、一一〇六、一一〇七の一の一部、一一〇七の二の一部、一一〇八の三の一部、一一〇三及びこれらと一体をなす国有地、大字島字駿東のうち一一七二、一一七三から一一七五の二までの一部、一一七六、一一七七、一一七八の二の一部、一一七八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字島
字山ノ鼻

大字西穂波字山ノ鼻三三から三五までの一部、三六から三八まで、三九から四二までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字西穂波字小屋五二の四の一部、五三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字島字崩橋四九八の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字島字ヲタイツ五二〇の二から五二七までの一部及びこれらと一体をなす国有地

大字島
字下山ノ鼻

大字西穂波字山ノ鼻四〇から四三までの一部、四四の一、四四の二及びこれらと一体をなす国有地、大字西穂波字小屋五二の四の一部及びこれと一体をなす国有地の一部並びに大字島字崩橋四八九の二から四八九の三まで、四九〇の一部、四九五の一部、四九六の一部、四九七、四九八、四九九の二、五〇〇、五〇一、五〇二、五〇三の二及びこれらと一体をなす国有地、大字島字戦ヶ鼻四四九の五の一部及びこれと一体をなす国有地、大字島字南向金毛四五二、四五二の二の一部、四六一から

| | | |
|--|--|--|
| <p>大字島 字水神暇ノ沖</p> | <p>大字島 字下金毛</p> | <p>大字島 字沖金毛</p> |
| <p>大字島字大口二四五の二、二四七の二、二四八の一部、二四九の二の一部、二五〇の一部、二五〇の二、二五〇の三、二五〇の四の一部、二五一の一部、二</p> | <p>大字島字御船暇ノ上三〇七の一部、三〇八の一部、三一二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字古川付三三四の一部三三五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字水神暇ノ上沖のうち三三九から三四一までの一部、三四五の一部、三四六の一部三四七、三四八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字島字水神暇ノ上三五一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字島字新土手端四二〇の三の一部及び四二一の二の一部</p> | <p>大字島字戦ヶ鼻四四四、四四五、四四九の一、四四九の二、四四九の四、四四九の五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字島字南向金毛のうち四五一、四五一の二の一部四五九の二の一部、四六〇から四六三までの一部、四六四、四六五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字島字向金毛四六九の二の一部、四六九の三の一部、四六九の四の一部及び四六九の五の一部</p> |
| <p>大字島字百八</p> | <p>大字島字水神暇ノ下</p> | <p>大字島 字池暇西</p> |
| <p>大字島字堂ノ沖一八六の一部及びこれと一体をなす国有地、倉吉市津原字百八のうち四の二の一部、六の一部、七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、倉吉市津原字二軒屋前二四の一部及び二五の二の一部並びに倉吉市穴沢字百八四五七の二の一部、四五八の二の一部、四五九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>大字島字水神暇ノ上沖三四五の一部及びこれと一体をなす国有地、大字島字水神暇ノ上三四九の一部、三五〇の一部、三五八から三六〇までの一部、三六一から三六三の二まで、三六三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字北磯暇ノ下三六四の一部及び三六五の一部、大字島字北磯六二一の二の一部、六二二の二の一部、六二六の一部、六二八から六三〇まで及びこれらと一体をなす国有地並びに大字島字水神河原のうち六三五の三の一部、六三八の一部、六三九の一、六三九の二の一部、六三九の三、六三九の四の一部、六三九の五の一部、六四〇、六四〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> | <p>五一の二の一部、二五三から二五五までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字鷺取二六五の二の一部、二六七の二の一部、二六八の一部、二六九の二の一部、二六九の二、二七〇の二の一部、二七〇の二の一部、二七一の二の一部、二七五、二七五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字島字池暇西二七六の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> |

| | | | |
|-----------------------------|---|---------------------------|---|
| <p>大字 南式町田</p> | <p>大字亀谷字上山根一五九の一の一部、一五九の四の一部、一六〇、一六一の一の一部、一六一の二、一六一の三の一部、一六一の四の一部、一六一の六の一部、一六二の一部、一六二の一、一六二の二及びこれらと一体をなす国有地、大字亀谷字四反田一六三から一六六の二まで、一六七、一六八及びこれらと一体をなす国有地、大字亀谷字曾利一七三の一、一七三の二、一七三の九、一七三の一〇、一七四の一、一七五の一、一七五の三、一七五の四、一七六、一七六の二、一七七から一七七の二まで、一七八の一、一七八の五から一七八の九まで、一七九から一七九の二まで、一八〇の一から一八〇の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字亀谷字石橋一八一、一八一の一、一八二の一、一八二の八及び一八二の九並びに大字亀谷字森一九〇の一の一部、一九三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>大字 亀谷 字川向</p> | <p>大字亀谷字式町田九六の一、九六の四、九七の一、九八の一、九九の一、一〇〇の一、一〇一の一、一〇三の一、一〇三の二、一〇四の一及びこれらと一体をなす国有地、大字亀谷字井料一二六の二部、一二七の一部、一二八、一二九の一部、一三〇の一部、一三一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字亀谷字山根一四九の一の一部、一五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字亀谷字小河原一五一の一、一五一の四、一五二の一の一部、一五二の五及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>区域を 変更する の名称</p> | <p>同上の区域(昭和四十六年十一月十五日現在の地番による。) 大字西穂波字中ブケ一の一部、五から一〇までの一部、一二の一部、一三の一部、一五から一七までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字西穂波字家ノ前一八、一九、二〇の一部、二一の一、二二の二の一部、二二の一部、二二の二の</p> | <p>大字 亀谷 字天神前</p> | <p>大字亀谷字国崎 大字亀谷字国崎ノ下の一、二二〇の一部、二二二、二二二の二の一部、二二三の二の一部、二二三の三の一部、二二五の一部、二二六の一から二二六の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字亀谷字ヒヤケのうち二二六の一の一部、二二六の二、二二七の一の一部、二二七の二、二二四三の一部、二二四四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>大字 亀谷 字国崎</p> | <p>大字亀谷字国崎ノ下一二二二の一部及びこれと一体をなす国有地、大字亀谷字レンジヤク一二六六の一部、一二六七の三の一部、一二六八、一二六九、一二七〇から一二七二までの一部、一二七四の一部、一二七五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字亀谷字枝ノ前の一、二八三から二八四まで、二八五の一の一部、二八五第一の一部、二八六の二の一部、二八六の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字亀谷字荒神前の一、三〇〇の一から一三〇一の一までの一部、一三〇二の一から一三〇三の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> | | |

| | |
|-----------------------|---|
| <p>大字西穂波 字家ノ前</p> | <p>一部及びこれらと一体をなす国有地、大字西穂波字前新田一〇の一の二の一部及びこれと一体をなす国有地、大字西穂波字樋口のうち一〇五の一部、一〇六の一、一〇六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字島字塚田、一一〇五の一の一部及びこれと一体をなす国有地、大字島字中ブケ一六八の一部、一一六九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字島字駿東一一七二、一一七三から一一七五の二までの一部、一一七六、一一七七、一一七八の二の一部、一一七八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字西穂波 字前新田</p> | <p>大字西穂波字中ブケ五から一〇までの一部、一二の一部、一三の一部、一五から一七までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字西穂波家ノ前のうち一八、一九、二〇の一部、二一の一、二二の二の一部、二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字西穂波字六反場二八の一部、二九の一の一部、二九の二、三〇の二の一部、三一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字西穂波字前新田九二の一部、九三の一部、九四の二の一部、九五の一部、九六の一部、九七から一〇一の一の二まで、一〇一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字西穂波 字六反場</p> | <p>大字西穂波字六反場二九の一の一部、三〇の一から三一までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字西穂波字山ノ鼻三二、三三から三五までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字西穂波字小屋五三の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字西穂波字前新田八九から九一まで、九二</p> |

| | |
|-----------------------|---|
| <p>大字西穂波 字小屋</p> | <p>の一部、九三の一部、九四の一、九四の二から九六までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字西穂波 字上屋敷</p> | <p>大字西穂波字上屋敷のうち一一一の一及びこれと一体をなす国有地、一〇七の三、一〇七の四及び一〇九の六から一〇九の八までと一体をなす国有地の一部並びに一一〇及び一一〇の二と一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>大字穂波 字三ノ溝</p> | <p>大字穂波字小松形三七二の一部並びに大字穂波字三ノ溝のうち三七四、三七五、三七六の三の一部、三七六の六の一部、三七六の七の一部、三七六の八、三七七の一の一部、三七七の二の一部、三七七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>大字穂波 字大口</p> | <p>大字穂波字小松形三七〇の一の一部、三七〇の二から三七二まで、三七二の一部、三七三の一、三七三の二及びこれらと一体をなす国有地、大字穂波字三ノ溝三七四、三七五、三七六の三の一部、三七六の六の一部、三七六の七の一部、三七六の八、三七七の一の一部、三七七の二の一部、三七七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字穂波字大口のうち三八四の四の一部、三八五の一部、三八八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字穂波字砂田三八九の一から三八九の三までの一部、三九〇の一から三九〇の三まで、三九一の一の一部、三九一の二、三九一の三、三九二の</p> |

| | | | |
|--|--|---|--|
| <p>一部、三九三の一部、三九四の一部、三九四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>大字穗波 字小松形</p> <p>大字島字獅子井尻五二の一部、五三の一部、五三の二、五四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字穗波字獅子井尻三六二の一部、三六三の一部、三六四及びこれらと一体をなす国有地、大字穗波字小松形三六五から三六九まで、三七〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字穗波字砂田三九一の二の一部、三九二の一部、三九四の二の一部、三九四の三の一部、三九六の一部、三九八の二の一部、三九八の三の一部、三九九の二の一部、三九八の二、四〇〇の二から四〇〇の二まで、四〇二の一部、四〇三から四〇七の二まで及びこれらと一体をなす国有地並びに大字穗波字林ノ沖四〇八の一部、四〇九、四一〇、四一一の一部、四一二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>大字穗波 字獅子井尻</p> <p>大字島字獅子井尻四七の一部、四八の一部、五一の一部、五二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字穗波字獅子井尻三五八の一部、三五九の二から三六一まで、三六二の一部、三六三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字穗波字林ノ沖四〇八の一部、四一一の一部、四一二の一部、四一三から四一九まで、四二〇の二の一部、四二二、四二三の一部、四二二の二の一部、四二二の五、四二三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字原字林ノ前二二二の一部</p> | |
| <p>大字穗波 字東道下</p> <p>大字島字林ノ前のうち三六の一部三七から三九内第一まで、四〇の一部、四〇の二の一部、四三の一部、四四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字島字獅子井尻四六の二の一部、四六の二、四九の二の一部、四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字穗波字大谷尻三五二の七、三五二の八、三五四の二、三五五の二、三五六の二及びこれらと一体をなす国有地、大字穗波字獅子井尻三五八の一部及びこれと一体をなす国有地、大字穗波字東道下の全域並びに大字穗波字林ノ沖四二〇の二の一部、四二〇の二、四二二の二の一部、四二二の二の一部、四二二の三、四二二の四、四二三の一部、四二四の二から四二四の四まで及びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>大字穗波 字大谷尻</p> <p>大字穗波字大谷尻のうち三五二の七、三五二の八、三五四の二、三五五の二、三五六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> | <p>大字原 字林ノ前</p> <p>大字原字林ノ前のうち二二二の一部以外の区域</p> | <p>大字島字中縄</p> <p>大字島字中縄一〇四九の二から一〇四九の三までの一部、一〇五〇の二、一〇五〇の二、一〇五〇の三の一部、一〇五一、一〇五二、一〇五三の一部、一〇五四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字伊勢田のうち一〇六一の一部、一〇六二から一〇六五の二まで、一〇六六の一部、一〇六七の一部、一〇八四から一〇八六までの一部、一〇九一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> |

| | | |
|--|---|--|
| <p>域、大字島字畷ノ下一〇九二の一、一〇九三の一、一〇九四の一、一〇九五の一及びこれらと一体をなす国有地、大字亀谷字林ノ前一二六〇の一から一二六一までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字亀谷字レンジヤク一二七四の一部、一二七六の一の一部、一二七六の二の一部、一二七七、一二七八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字亀谷字滝ノ前一二七九の一部、一二八二の三の一部及び一二八二の四の一部</p> | <p>大字島字尾崎のうち一〇三一の一から一〇三二の一まで、一〇三二の三、一〇三二の四、一〇三三の一、一〇三四の一、一〇三五、一〇三六、一〇三七の三、一〇三八の一、一〇三九の三、一〇四三の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字島字中繩のうち一〇四九の一から一〇四九の三までの一部、一〇五〇の一、一〇五〇の二、一〇五〇の三の一部、一〇五一、一〇五二、一〇五三の一部、一〇五四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字島字伊勢田一〇六一の一部、一〇六二から一〇六五まで、一〇六五の一の一部、一〇六五の二、一〇六六の一部、一〇六七の一部、一〇八四から一〇八六までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字島字畷ノ下一〇九六の一、一〇九七の一及びこれらと一体をなす国有地並びに大字島字塚田一〇九八の一及びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>大字島字中橋の全域、大字島字亀谷前一〇〇五の一、一〇〇六、一〇〇七の一、一〇〇八の一、一〇〇九、一〇一〇の三</p> |
| <p>及び一〇一一、大字島字尾崎一〇三一の一から一〇三二の一まで、一〇三二の三、一〇三二の四、一〇三三の一、一〇三三の四一、一〇三五、一〇三六、一〇三七の三、一〇三八の一、一〇三九の三、一〇四三の四及びこれらと一体をなす国有地、大字島字塚田一〇八の一及びこれらと一体をなす国有地並びに大字島字中橋下一〇九の一、一〇九の二、一一一三の一、一一一三の二、一一一四の一、一一一四の二及びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>大字島字亀谷前</p> <p>大字島西穂波字中ブケの一の一部、三から五までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字塚田一〇五の一の一部、一一〇七の一の一部、一一〇七の二の一部、一一〇八の二、一一〇八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字中橋下一〇九の三、一一一〇の一から一一一五まで、一一一三の三、一一一三の五、一一一四の六、一一一五の二、一一一六の二、一一一七の二及びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>大字島字中橋</p> <p>大字島字中島</p> <p>大字島字中橋の全域、大字島字中島一五五の二の一部、一五七の一部、一五八の一部、一六二の一部、一六三の一部、一六四、一六五から一六七までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字島字中ブケ一六八の一部、一六九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |

| | | |
|---|---|--|
| <p>大字島 字中橋下</p> <p>大字島字中橋下のうち 一一〇九の一から一一一まで、一一二の三、一一一三の一、一一一三の二、一一一三の五、一一四の一、一一一四の二、一一一四の五、一一一四の六、一一一五の二、一一一五の三、一一一五の五から一一一五の八まで、一一一六の二、一一一七の二、一一一七の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> | <p>大字島 字神子田</p> <p>大字西穂波字中ブケの一、二、三から六までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字西穂波字六反場二八の一部、二九の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字大隈一一四四の四の一部、一一四五の一、一一四五の二、一一四六の一部、一一四九の一の一部、一一四九の二、一一五一の一の一部、一一五一の二、一一五一の三の一部、一一五二の一部、一一五三の一の一部、一一五三の二、一一五三の三及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字島字中島のうち一一五六から一一五八までの一部、一一六二の一部、一一六三の一部、一一六四、一一六五から一一六七までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> | <p>大字西穂波字六反場二八の一部、二九の一の一部、三〇の一の一部、三〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字西穂波字山ノ鼻三三の一部、三九の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字ラクイツ五二四から五二七までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字向家尻五二八か</p> |
|---|---|--|

| | | |
|---|--|---|
| <p>大字島字大隈</p> <p>ら五三三の一まで、五三四から五三六の一までの一部、五三七の一の一部、五三八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字島字大隈のうち一一四四の四の一部、一一四五の一、一一四五の二、一一四六の一部、一一四九の一の一部、一一四九の二、一一五一の一の一部、一一五一の二、一一五一の三の一部、一一五二の一部、一一五三の一部、一一五三の二、一一五三の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> | <p>大字島 字西ヶ崎道下</p> <p>大字島字西ヶ崎道下のうち 九五六の一の一部、九五六の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字島字中橋下一一四の五、一一一五の三、一一一五の五から一一一五の八まで及び一一一七の三並びに大字島字明り限一一二四の二、一一二五の二の一部、一一二六の一の一部、一一二七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> | <p>大字島 字明り限</p> <p>大字島字餘ノ尾五五六の一の一部、五五七の一部、五五八及びこれらと一体をなす国有地、大字島字松ヶ前五五九の四、五六〇の一、五六〇の二、五六一の二、五六一の三、五六五の一の一部、五六五の二の一部、五六五の四から五六五の六までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字西ヶ崎道下九五六の一の一部、九五六の三及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字島字明り限のうち一一二四の二、一一二五の二の一部、一一二六の一の一部、一一二七の二の一部、一一三四の一の一部、一一三四の二の一部、一一三四の三、一一三六、一一三七、一一三八の二、一一三九の二、一</p> |
|---|--|---|

| | |
|--|--|
| <p>大字島 字花ノ木下</p> | <p>大字島 字北磯ノ上</p> |
| <p>八八の二の一部、五九〇の二の一部、五九〇の三の一部、五九〇の四、五九一、一一〇一及びこれらと一体をなす国有地並びに大字島字明り隈一一三七の一部、一一三八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> | <p>大字島字花ノ木下のうち五八三の一、五八三の二、五八四の一から五九二まで、一一〇一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字島字北磯ノ下三七三の一の一部、三七三の二、三七四の一の一部、三七四の二、三七四の三の一部、三七五の一の一部及び三七五の二の一部、大字島字北磯ノ上のうち三七八の一の一部、三七八の二、三七九の一部、三八三の一部、三八四の一部、三八五、三八五の一、三八六の一部、三八七の一、三八七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字島字家尻三八八の一部、三九一の一部、三九二の一、三九二の三の一部、三九三の二、三九四の二、三九五の二、三九五の三、三九六の一、三九六の二、三九七から四〇一まで、四〇二の一の一部、四〇二の二の一部、四〇三、四〇四の一、四〇四の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字島字北磯ノ沖四〇五の一の一部、四〇五の二の一部、四一五の二の一部、四一六の二の一部、四一七の七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字島字花ノ木下五八八の二の一部</p> |
| <p>大字島字日焼</p> <p>大字島字北磯ノ下三七〇の一の一部、三七四の一の一部、三七五の一から三七六までの一部、三七七の一、三七七の二及びこれらと一体をなす国有地、大字島字北磯ノ上三七八の一の一部、三七八の二、三七九の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字花ノ木下五八八の二の一部、五八九、五九〇の一、五九〇の二の一部、五九〇の三の一部、五九二及びこれらと一体をなす国有地、大字島字日焼のうち六〇四の一の一部、六〇四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字島字北磯六〇九から六一五の三まで、六一六の一の一部、六一六の二、六一七の三から六一八の一までの一部、六二六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>大字島字崩橋</p> <p>大字島字向金毛四七八の一部、四七九の一の一部、四八〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字奥金毛四八八の一から四八八の三まで、大字島字崩橋四九〇の一部、四九一から四九四まで、四九五の一部、四九六の一部、五〇一の一、五〇一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字島字金毛五〇二から五〇五までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字島 字向金毛</p> <p>大字島字向金毛のうち 四六六、四六七の一の一部、四六七の二、四六七の三、四六七の四から四六七の八まで的一部、四六九の一、四六九の二の一部、四六九の三から四六九の六まで、四六九の七の一部、四六九の八、四六九の九の一部、四六九の一二の一部、四六九の一四の一部、四七〇の一部、四七三(四七三)合併の一部、四七八の一部、四七九の一の一部、四</p> | |

| | |
|-----------------------|---|
| <p>大字島 字奥金毛</p> | <p>八〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字島字崩橋四九三と一体をなす国有地の一部並びに大字島字金毛五〇四の一部、五〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字島 字北磯礮ノ下</p> | <p>大字島字奥金毛のうち四八八の一から四八八の三まで以外の区域 大字島字水神礮ノ上三六三の三の一部及びこれと一体をなす国有地、大字島字北磯礮ノ下三六四の二、三六四の一、三六五の一部、三六五の二の部、三六五の二、三六六の一部、三六七、三六八の一部、三六九、三七〇の二の一部、三七〇の二、三七四の二の一部、三七六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字日焼六〇四の二の一部、六〇四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字島字北磯六一六の一部、六一七の二、六一七の二、六一七の三の一部、六一七の四の一部、六一八の二の一部、六一八の二、六一八の三、六一九の一から六二〇まで、六二二の二の一部、六二二の二の一部、六二二から六二五の二まで、六二六の一部、六二六の二の一部、六二六の二から六二七まで及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字島 字水神河原</p> | <p>部、三〇三の一部、三〇六、三〇六の二、三〇七の一部、三〇八の一部、三二〇の一部、三二二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字水神礮ノ上沖三四五の一部及びこれと一体をなす国有地、大字島字水神礮ノ上三五〇の一部、三五二の一部、三五二から三五七まで、三五八から三六〇まで の一部及びこれと一体をなす国有地、大字島字水神河原六三三の一部、六三九の二、六三九の二、六三九の二の二の一部、六三九の三、六三九の四の一部、六三九の五の一部、六四〇、六四〇の一及びこれらと一体をなす国有地並びに大字島字宮ノ後六四一の二、六四三の二、六四五の二、六四六の二、六四七の二及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字島 字金毛</p> | <p>大字島字南向金毛四五九の二の一部、四六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字向金毛四六九の一、四六九の二の一部、四六九の五の一部、四六九の一四の一部、四七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字崩橋五〇一の三の一部及びこれと一体をなす国有地、大字島字金毛のうち五〇二の一部、五〇三から五〇五までの一部、五〇九の二の一部、五一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字島字ヲノイツ五一の二及び五一の四の二の一部</p> |
| <p>大字島 字東河原</p> | <p>大字島字東河原二九一の二の一部、二九一の三の一部、二九一の五の一部、二九二の二、二九三の二、二九三の二、二九四から二九七まで、二九八八の一部、二九九の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字御船礮ノ上三〇二の二の一部</p> |
| <p>大字島 字北磯礮ノ下</p> | <p>大字島字北磯礮ノ下三六五の二の一部、三六六の一部、三六六の一、三六八の一部、三七〇の二の一部、三七一、三七二、三七三の二の一部、三七四の二の一部、三七四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字家尻四〇二の二の一部</p> |

| | |
|----------------------|---|
| <p>大字島 字北磯ノ沖</p> | <p>の一部、四〇二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字島字北磯ノ沖のうち四〇五の二の一部、四〇五の二の一部、四〇八から四一〇までの二の一部、四一一の二から四一三までの二、四一四の二、四一五の二の一部、四一六の二の一部、四一七の五の一部、四一七の六の一部、四一七の七の一部、四一八の二、四一九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |
| <p>大字島 字水神ノ上</p> | <p>大字島字水神ノ上沖三三九から三四一までの二の一部、三四五の二の一部、三四六の二の一部、三四七、三四八及びこれらと一体をなす国有地、大字島字水神ノ上三四九の二及び三三〇の二の一部、大字島字北磯ノ下三六五の二の一部、三六五の二の一部及び三六六の二の一部、大字島字北磯ノ沖四〇八から四一〇までの二の一部、四一一の二から四一三までの二、四一四の二の一部、四一七の五の一部、四一七の六の一部、四一八の二、四一九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字島字新土手端四二〇の三の一部</p> |
| <p>大字島 字宮ノ後</p> | <p>大字島字宮ノ後のうち六四一の二、六四三の二、六四五の二、六四六の二、六四七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>大字島 字東河原</p> | <p>大字島字東河原のうち二八六の二から二八七の二まで、二八九から二九一の二まで、二九一の三、二九一の五、二九二の二、二九三の二、二九三の三、二九四から二九九の二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>大字島 字河原端</p> | <p>大字島字河原端のうち二〇七の二から二〇九の三まで、二一一の二から二一一の四まで、二二二の二、二二二の三、二二三から二二五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字島字池ノ手西二七九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字島 字戦ヶ鼻</p> | <p>大字島字戦ヶ鼻のうち四四四、四四五、四四九の二、四四九の四、四四九の五及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |
| <p>大字島 字新土手端</p> | <p>大字島字御船ノ上三一二の二の一部、三一二から三一五まで、三二六の二の一部、三二二から三二四の二まで、三二四の二、三二四の四の一部、三二四の五から三二四の二七まで、三二六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字古川付三三三の二の一部、三三三の二の一部、三三三、三三三から三三五までの二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字新土手端のうち四二〇の三及び四二二の二の一部以外の区域並びに大字島字新土手端下四二四の三の一部</p> |
| <p>大字島 字御船ノ上</p> | <p>大字島字河原端二〇七の二、二〇九の二及びこれらと一体をなす国有地、大字島字鷺取二七三の二の一部、二七三の二の一部、二七四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字池ノ手西二七九の三の一部、二七九の四の一部、二八一の二の一部、二八二の二の一部、二八二の三、二八三の二から二八五の二まで及びこれらと一体をなす国有地、大字島字東河原二八六の二から二八七の二まで、二八九、二九〇、二九一の二の一部、二九一の三の一部、二九一の五の一部、二九八の二の一部、二九九の二、二九九の三及びこれらと一体をなす国有地</p> |

| | | |
|--|---|---|
| <p>大字島字鷺取</p> | <p>大字島 字新土手端下</p> | |
| <p>大字島字鷺取二六六の一の一部、二六六の二の一部、二六七の二の一部、二六七の二から二六七の四まで、二七〇の一部、二七〇の二の一部、二七一の一の一部、二七一の二、二七二、二七三の一の一部、二七三の二の一部、二七三の三、二七四の一部、二七五の一の一部及びこれらと一体をなす国</p> | <p>大字島字鷺取二六一の一の一部、二六一の七の一部、二六五の一の一部、二六五の二、二六五の三の一部、二六五の四の一部、二六六の一の一部、二六六の二の一部、二六六の三から二六六の五まで、二六六の六の一部、二六六の七の一部、二六六の九の一部、二六六の一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字御船畷ノ上三二四の一の一部、三二四の三、三二四の四の一部、三二五、三二六から三二八の一までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字古川付三二九、三三〇、三三一の一部、三三一の二の一部、三三三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字島字新土手端のうち四二四の三の一部、四二七の二の一部、四二八の三の一部、四三〇の三、四三一、四三二の三、四三三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> | <p>一体をなす国有地並びに大字島字御船畷ノ上三〇〇から三〇一の二まで、三〇二の一の一部、三〇二の二、三〇三の一部、三〇四、三一〇の一部、三一一、三一二の一部、三一六の一部、三二七、三二九、三三〇の一部、三三〇の一の一部、三二一、三二二の一部、三二三の一部、三二六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字島 字古川尻</p> | <p>大字島 字古川付</p> | |
| <p>大字島字大口二五五の一部、二五六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字古川尻二五九の一部、二五九の一、二五九の二の一部、二六〇及びこれらと一体をなす国有地、大字島字鷺取二六三の一部、大字島字新土手端下四三三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字島字外新田四三四の</p> | <p>大字島字大口二五四の一部、二五五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字古川尻二五九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字鷺取二六一の一の一部、二六一の二から二六一の六まで、二六一の七の一部、二六三の一部、二六四、二六五の一の一部、二六五の三の一部、二六五の四の一部、二六六の一の一部、二六六の二、二六六の六の一部、二六六の七の一部、二六六の八、二六六の九の一部、二六六の一〇の一部、二六八の一部、二六九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字御船畷ノ上三二八の一部、三二八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字新土手端下四二七の二の一部、四二八の三の一部、四三〇の三、四三一、四三二の三、四三三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字島字外新田四三四の二の一部</p> | <p>有地、大字島字池畷手西、二七六の二の一部、二七七、二七七の一、二七八、二七九の二、二七九の三の一部、二七九の四の一部、二八一の一部、二八二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字島字御船畷ノ上三二〇の一部、三二〇の一の一部、三二六から三二七の一までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |

| | |
|---|--|
| <p>大字島 字外新田</p> | <p>二の一部、四三五の二の一部、四三五の二の一部、四三七の三の一部、四三八の二の一部、四三九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> |
| <p>大字島字大口</p> | <p>大字島大口二四八の一部、二四九の二の一部、二五〇の一部、二五〇の三から二五一の二までの一部、二五二、二五三から二五六までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字島 字新橋元</p> | <p>大字島字キラリ一三五の一部、一三六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字池暖手東二三七の二の一部、二三七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字新橋元の全域、大字島字大口二四五の一、二四七の一、二四九の一及びこれらと一体をなす国有地並びに二四九の二と一体をなす国有地の一部並びに大字島字池暖手西二七六の一及びこれと一体をなす国有地並びに二七六の二と一体をなす国有地の一部</p> |
| <p>大字島字キラリ一三五の一部、一三六の一部、一三七八(合併)の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字河原端二〇八の二の一部及び二〇八の二の一部、大字島字半兵衛沢二二二</p> | <p>大字島字キラリ一三五の一部、一三六の一部、一三七八(合併)の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字河原端二〇八の二の一部及び二〇八の二の一部、大字島字半兵衛沢二二二</p> |
| <p>大字島 池暖手東</p> | <p>三の一部、大字島字河原端沖二二四、二二五の一部、二二二の一部、二二三、二二三及びこれらと一体をなす国有地、大字島字池暖手東のうち二三七の二の一部、二三七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字島字池暖手西二七九の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二七六の二、二七七及び二七九の三と一体をなす国有地の一部</p> |
| <p>大字島 字河原端沖</p> | <p>大字島字キラリ一三七八(合併)の一部、一三九、一四〇の一部、一四〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字河原端二〇七の二の一部、二〇七の三、二〇八の一部、二〇八の二の一部、二〇九の二、二〇九の三及びこれらと一体をなす国有地、大字島字半兵衛沢二一八の一部、二一八の二の一部、二二〇の一部、二二二の一部、二二二、二二三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字河原端沖二二五の一部、二二六、二二七の一部、二二八から二三〇まで、二三一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字島字池暖手西二七九の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字島 字半兵衛沢</p> | <p>大字島字キラリ一四〇の二の一部、一四〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字観音前一四一、一四一の一部、一四二の一部、一四三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字河原端二〇七の二の一部、二〇七の四、二一一の二の一部、二一一の三、二一一の四の一部、二一四の一部、二二五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字半兵衛沢二二七の一部、二二八の一部、二二八</p> |

| | |
|----------------------|--|
| <p>大字島 字観音ノ上</p> | <p>の二、二一八の三の一部、二一八の四、二一九の一部、二一九の二の一部、二一九内一、二一九の二、二二〇の一部、二二〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字島字河原端沖二二七の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字島字観音ノ上のうち二〇一、二〇二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>大字島 字観音前</p> | <p>大字島字観音前のうち一四二、一四二の二の一部、一四二の三の一部、一四三の一部、一四七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字島字堀川一四八、一四九の一部、一五〇の一部、一五一の二の一部、一五七の一部、一五八から一六一の二まで、一六二の一部、一六三の二の一部、一七二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字観音上一〇一、二〇二及びこれらと一体をなす国有地、大字島字河原端二二一の二の一部、二二一の四の一部、二二二の二から二二三まで、二二四の一部及び二二五の一部並びに大字島字半兵衛沢二一六、二二七の一部、二二九の一部、二二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字島字堀川</p> | <p>大字島字観音前一四七の一部、大字島字堀川一四九の一部、一五〇の一部、一五一の一、一五一の二から一五七までの一部、一六三の二の一部、一六四の一部、一六八から一七〇までの一部、一七一、一七二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字島字地替り一七三の二の一部、一七三の二、一七四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字島 字地替り</p> | <p>大字島字堀川一五二から一五四までの一部及び一六七から一七〇までの一部、大字島字地替りのうち一七三の二の一部、一七三の三、一七四の一部、一七八の一部、一七九の一部、一八〇、一八一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字島字堂ノ沖一八二の二の一部、一八二の三の一部、一九二の二から一九三の二までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字島 字堂ノ沖</p> | <p>大字島字堂ノ沖のうち一八二の二の一部、一八二の三の一部、一八四の一部、一八六の一部、一九二の二から一九三の二までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに倉吉市穴沢字百八 四五二の一部、四五三の一部、四五五から四五八の二までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字島 字今井手</p> | <p>大字島字今井手のうち九六六の二の一部、九六六の三の一部、九七五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字島字上今井手九七七の二の一部、九七八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、倉吉市津原字下沖二二三の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに倉吉市津原字上沖二二七の二の一部、二二八の一部、一四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字島 字上今井手</p> | <p>大字島字上今井手九七五の一部、大字島字上今井手のうち九七七の二の一部、九七八の二の一部、九九五の一部、九九六の二の一部、九九七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、倉吉市津原字上沖一四〇の二の一部、一四一の一部、</p> |

| | |
|------------------|--|
| <p>大字島字原灘</p> | <p>一四三の一の一部、一四三の二の一部、一四四の一の一部、一四四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに倉吉市津原字正境四五七の一部、四五八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字島字原灘</p> | <p>大字島字小松形沖八四の一の一部、八四の二の一部、八七の一部、八八の一の一部、八八の二、<u>八九</u>、<u>九〇</u>合併及びこれらを一体となす国有地、大字島字原灘のうち九六の一部、九七の一部、九八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字島字内ワントフ一の一の一部、一一二の一の一部、一一二内一の一部、一一二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字原灘九六の一部、九七の一部、九八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字島字原灘九六の二の一部、一一二内一の一部、一一二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>大字島字内ワントフ</p> | <p>大字島字小松形沖八四の一の一部、八四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字原灘九六の一部、九七の一部、九八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字島字内ワントフのうち一〇八の一、一〇八の二の一部、一一一の一の一部、一一二の一の一部、一一二内一の一部、一一二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>大字島字内ワントフ</p> | <p>大字島字獅子井尻五二の一部、五三の一の一部、五四の一部、五五の一部及びこれらと一体となす国有地、大字島字林ノ前沖六六の一部、六六の一の一部、六七の一部、六八の一</p> |

| | |
|-----------------|---|
| <p>大字島字小松形沖</p> | <p>部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字四軒屋沖七六の一部、七六の二から七、八まで及びこれらと一体をなす国有地、大字島字小松形沖七九、八〇の一部、八四の一の一部、八五の一部、八六、八七の一部、八八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字島字原灘九六の二の一部、九九四の二の一部、九九四の三の一部、三九五、三九六の一部、三九七の一、三九七の二、三九八の一の一部、三九八の二の一部、三九九の一の一部、四〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字島字四軒屋沖</p> | <p>大字島字林ノ前沖六〇の一部、六一から六五まで、六六の一部、六六の二の一部、六七の一部、六八の一部、六九の二から六九の三まで及びこれらと一体をなす国有地、大字島字四軒屋沖七五の一、七六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字小松形沖八〇の二、八一から八三まで、八四の一の一部、八四の二の一部、八五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字原灘九八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字島字内ワントフ一〇八の一及び一〇八の二の一部</p> |
| <p>大字島字林ノ前</p> | <p>大字島字獅子井尻四六一の一部、四七から四九の二までの一部、五〇、五〇の一、五一の一部、五二の一部、五四の一部、五五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字林ノ前沖五九の一の一部、六〇の一部、六六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字島字原灘九六の二の一部、九九四の二の一部、九九四の三の一部、三九五、三九六の一部、三九七の一、三九七の二、三九八の一の一部、三九八の二の一部、三九九の一の一部、四〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |

| | |
|----------------------------|--|
| <p>大字 島字林ノ前沖</p> | <p>大字島字林ノ前三六の一部、三七から三九内第一まで、四〇の一部、四〇の二の一部、四三の一部、四四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字獅子井尻四九から四九の二までの一部、五五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字島字林ノ前沖^{五六}合併、五八、五九の二の一部、五九の二、五九の四、六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字 亀谷 字曾利</p> | <p>大字亀谷字曾利のうち 一七三の二、一七三の九、一七三の一〇、一七四の二、一七五の二、一七五の三、一七五の四、一七六、一七六の二、一七七から一七七の二まで、一七八の二、一七八の五から一七八の九まで、一七九から一七九の二まで、一八〇の二から一八〇の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>大字 亀谷 字四反田</p> | <p>大字亀谷字四反田のうち 一六三から一六六の二まで、一六七、一六八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>大字 亀谷 字小河原</p> | <p>大字亀谷字山根一四七の一部、一五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字亀谷字小河原のうち一五一の二、一五一の四、一五二の二の一部、一五二の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字亀谷字上山根一五八の一部、一五九の二の一部、一五九の三、一五九の四の一部、一六一の二の一部、一六一の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字亀谷字曾利一八〇の二から一八〇の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字亀谷字森一九〇の二の一部、一九一の二、一九三の二の一部、一九三の六、一九三の七及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字 亀谷 字山根</p> | <p>大字亀谷字井料一三五の三の一部、一三五の四の一部、一三六の二及びこれらと一体をなす国有地、大字亀谷字山根のうち一四七の一部、一四八の一部、一四九の二の一部、一四九の二の一部、一五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字亀谷字上山根一五八の一部、一五九の二の一部、一六一の三の一部、一六一の四の一部、一六一の五、一六一の六の一部、一六一の七、一六一の八、一六二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字 亀谷 字式町田</p> | <p>大字亀谷字式町田のうち九六の二、九六の四、九七の二、九八の二、九九の二、一〇〇の二、一〇一の二、一〇三の二、一〇三の三、一〇四の二、一一五の二の一部、一一六の二の一部、一一六の四、一一六の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字亀谷字早稲田五三〇の二の一部、五三〇の五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字 亀谷 字上今井手</p> | <p>大字亀谷字今井手一の二、二の二、三の二、四の二、四の二、五から八まで及びこれらと一体をなす国有地、大字亀谷字岩井神九、一〇、一一の二、一三の二、一四から一六の二まで、一七、一九の二、二〇から二五の二まで、二五の二の一部、二五の三、二五の六、二五の七、二六の二、二六の二及びこれらと一体をなす国有地、大字島字上今井手九九五の二の一部、九九六の二の一部、九九七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、倉吉市津原字正境四五八から四六〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地、倉吉市津原字ソリ田四六</p> |

| | |
|------------------------|--|
| <p>大字亀谷 字今井手</p> | <p>六の一部、四六七の一部、四六八から四七〇まで、四七一の一部、四七二の一部、四七三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに倉吉市津原字東岩井神四七六の一部、四七六の二の一部、四七六の三から四七六の六まで、四八〇の一部、四八二の五の一部、四八二の六及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字亀谷 字岩井神</p> | <p>大字亀谷字岩井神のうち九、一〇、一一の一、一三の一、一四から一六の二まで、一七、一九の一、二〇から二五の三まで、二五の六、二五の七、二六の一、二六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>大字亀谷 字米廣</p> | <p>大字亀谷字米廣の全域、大字亀谷字橋ノ上七二の一の一部及びこれと一体をなす国有地、大字亀谷字深町二八六の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字亀谷字打越二八七の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字亀谷 字橋ノ上</p> | <p>大字亀谷字橋ノ上のうち七二の一、七三の一、七四、七七から八〇の一まで、八一、八二の一、八二の四、八二の五、八三の一、八五の一、八六の一、八七、八八、八九の一、九〇、九一の一、九二の一、九三、九四、九五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>大字亀谷 字深町</p> | <p>大字亀谷字橋ノ上七二の一の一部、七三の一、七四、七七から八〇の一まで、八一、八二の一、八二の四、八二の五、八三の一及びこれらと一体をなす国有地、大字亀谷字坂ノ前二四六の一及び二七二の一、大字亀谷字深町のうち二七三の一、二七四から二七六の一まで、二七六の三から二七六の五まで、二八六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字亀谷字打越二八七の一の一部、二八八の一、二八九、二九〇の一、二九一、二九二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字亀谷字屋ゲンゾウ二九三の一及びこれと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字亀谷 字打越</p> | <p>大字亀谷字打越のうち二八七の一、二八八の一、二八九、二九〇の一、二九一、二九二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>大字亀谷 字屋ゲンゾウ</p> | <p>大字亀谷字屋ゲンゾウのうち二九三の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>大字亀谷 字坂ノ前</p> | <p>大字亀谷字橋ノ上八五の一、八六の一、八七から八九の一まで、九〇、九一の一、九二の一、九三から九五の一まで及びこれらと一体をなす国有地、大字亀谷字森二〇五の一の一部、二〇六の一の一部、二〇六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字亀谷字竹鼻二〇八の一の一部及びこれと一体をなす国有地、大字亀谷字坂ノ前のうち二四六の一及び二七二の一以外の区域並びに大字亀谷字深町二七三の一、二七四から二七六の一まで、二七六の三から二七六の五まで及びこれらと一体をなす国有地</p> |

| | | | | | | | |
|---------------------|--|-----------------------|---|----------------------|--|----------------------|--|
| <p>大字亀谷 字竹鼻</p> | <p>大字亀谷字森一八六の七の一部、一八六の八から一八六の一〇まで、一九八の九から一九八の三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに大字亀谷字竹鼻のうち二〇八の一、二一五の一部、二一六の二の一部、二一六の三の一部、二二七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> | <p>大字亀谷字森</p> | <p>大字亀谷字石橋一八一の二、一八二の一三、一八四の一、一八四の二及びこれらと一体をなす国有地、大字亀谷字森のうち一八六の九から一八六の一〇まで、一八七の一、一八七の二、一九〇の一、一九一の一、一九三の一、一九三の六、一九三の七、一九八の九から一九八の三まで、二〇五の一の一部、二〇六の二の一部、二〇六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字亀谷字竹鼻二〇八の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> | <p>大字亀谷 字石橋</p> | <p>大字亀谷字石橋のうち一八一、一八一の一、一八一の二、一八二の一、一八二の八、一八二の九、一八二の一三、一八四の一、一八四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字亀谷字森一八六の九から一八六の六まで、一八六の七の一部、一八七の一、一八七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字亀谷字竹鼻二一五の一部、二一六の二の一部、二一六の三の一部、二二七及びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>大字亀谷 字桃ノ木</p> | <p>大字亀谷字桃ノ木の全域並びに大字亀谷字前田一六七の三、一六九の二及び一七〇の二と一体をなす国有地</p> |
| <p>大字亀谷 字前田</p> | <p>大字亀谷字前田のうち一六七の三、一六九の二及び一七〇の二と一体をなす国有地以外の区域</p> | <p>大字亀谷 字下坂ノ前</p> | <p>大字亀谷字下坂ノ前のうち二二二の一、二二二の六、二二二の二、二二二の三、二二二の四、二二二の五、二二二の六、二二二の七、二二二の八、二二二の九、二二二の十、二二二の十一、二二二の十二、二二二の十三、二二二の十四、二二二の十五、二二二の十六、二二二の十七、二二二の十八、二二二の十九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> | <p>大字亀谷 字畷ノ下</p> | <p>大字亀谷字畷ノ下全域並びに大字亀谷字下坂ノ前一二二の一、一二二の二、一二二の三、一二二の四、一二二の五、一二二の六、一二二の七、一二二の八、一二二の九、一二二の十、一二二の十一、一二二の十二、一二二の十三、一二二の十四、一二二の十五、一二二の十六、一二二の十七、一二二の十八、一二二の十九及びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>大字亀谷 字荒神前</p> | <p>大字亀谷字国崎畷ノ下二二二の一、二二二の二、二二二の三、二二二の四、二二二の五、二二二の六、二二二の七、二二二の八、二二二の九、二二二の十、二二二の十一、二二二の十二、二二二の十三、二二二の十四、二二二の十五、二二二の十六、二二二の十七、二二二の十八、二二二の十九及びこれらと一体をなす国有地、大字亀谷字ヒヤケ二二三の六、二二三の七、二二三の八、二二三の九、二二三の十、二二三の十一、二二三の十二、二二三の十三、二二三の十四、二二三の十五、二二三の十六、二二三の十七、二二三の十八、二二三の十九及びこれらと一体をなす国有地</p> |

| | |
|------------------------|---|
| <p>大字亀谷 字林ノ前</p> | <p>なす国土地、大字亀谷字林ノ前のうち一二四六の一部、一二五四から一二五六までの一部、一二五七の二から一二六三まで及びこれらと一体をなす国土地以外の区域並びに大字亀谷字レンジャク一二六四から一二六六までの一部、一二六七の二、一二六七の三、一二六七の四の一部、一二七〇の一部、一二七二の一部及びこれらと一体をなす国土地</p> |
| <p>大字亀谷 字レンジャク</p> | <p>大字亀谷字林ノ前一二四六の一部、一二五四から一二五六までの一部、一二五七の二から一二五九まで、一二六〇の二から一二六一までの一部、一二六二、一二六三及びこれらと一体をなす国土地、大字亀谷字レンジャク一二六四から一二六六までの一部、一二七〇から一二七二までの一部、一二七三、一二七四の一部、一二七六の二の一部及びこれらと一体をなす国土地並びに大字島字伊勢田一〇六五の二の一部、一〇六六の一部及びこれらと一体をなす国土地</p> |
| <p>大字亀谷 字枝ノ前</p> | <p>大字西穂波字上屋敷一一の一及びこれと一体をなす国土地並びに一一〇及び一一〇の二と一体をなす国土地、大字島字伊勢田一〇九一の二の一部及びこれと一体をなす国土地、大字亀谷字レンジャク一二七四から一二七八までの一部及びこれらと一体をなす国土地、大字亀谷字滝ノ前のうち一二七九の一部、一二八二の三の一部及び一二八二の四の一部以外の区域並びに大字亀谷字枝ノ前一二八三から一二八四まで、一二八五の二の一部、一二八五第一の一部、一二八六の二の一部、一二八六の四の一部及びこれらと一体をなす国土地</p> |

廃止する字の
名称

大字西穂波字中ブケ、大字西穂波字樋口、大字西穂波字山ノ鼻、大字穂波字林ノ沖、大字穂波字砂田、大字島字獅子井尻、大字島字暇ノ下、大字島字塚田、大字島字中フケ、大字島字南向金毛、大字島字水神暇ノ上沖、大字島字暇東、大字島字池暇字西、大字島字キラリ、大字島字北磯、大字島字伊勢田、大字亀谷字国崎暇ノ下、大字亀谷字ヒヤケ、大字亀谷字滝ノ前、大字亀谷字上山根及び大字亀谷字井料

鳥取県告示第二百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第八項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る大倉地区の換地処分を行なつたので、同法同条第九項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和四十七年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取

県【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】